

# 千代田区国民保護計画（変更案）の概要

## 1 変更の経緯

区は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」及びその他の法令の制定を受け作成された東京都国民保護計画（以下「都国民保護計画」）を踏まえ、平成19年3月に千代田区国民保護計画（以下「区国民保護計画」）を作成した。

その後、平成27年3月に東京都は準拠元の規定（国の国民保護基本指針等）及び災害対策基本法の改正に対応して都国民保護計画を変更した。当区は、それを受けて今回、区国民保護計画を変更するものである。

## 2 主な変更点

### I 国の基本指針、都国民保護計画の改定等に伴う反映

#### ■新規記載（裏面参照）

- (1) Em-Net、J-ALERTの運用・管理
- (2) 武力攻撃事態等合同対策協議会及び緊急対処事態合同対策協議会への参加
- (3) 安否情報システムの運用・管理
- (4) テロ対策「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制の構築
- (5) 大量殺傷物質（ダーティボム）による攻撃における避難退域時検査及び簡易除染の実施

#### ■変更記載

- (1) 救援事務の移管（厚生労働省→内閣府）
- (2) 行政機関の名称（東京防衛施設局→北関東防衛局、航空自衛隊防空指揮群本部→航空自衛隊作戦システム運用隊など）

### II 区の時点修正等【変更記載】

- (1) 統計数値、区の組織・体制等

## ●新規記載事項詳細

	新（変更後）	旧（変更前）
(1) P32	<p>(2) 防災行政無線の運用・管理  <u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、都防災行政無線及び区防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理を行う。</u></p>	<p>(2) 防災行政無線の整備            区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。  <u>同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）（*）の開発・整備の検討を踏まえる。</u></p>
(2) P61	<p>(2) 国・都の現地対策本部との連携  <u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。</u></p>	（新規）
(3) P87	<p>第2節 都に対する報告            区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令様式第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール、FAX等により都に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2. 東京都に対する報告            区は、東京都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により東京都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
(4) P110	<p>(2) テロ対策「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制  <u>区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。</u></p>	（新規）
(5) P119	<p>④ 汚染への対処            区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。            この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。            区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）及び汚水の処理等に協力する。</p>	<p>④ 汚染への対処            区は、東京都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。            この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。            区は、東京都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>